

電気料金種別定義書 【ビジネスプラン】

株式会社 L o o o p

目次

| | |
|------------------------|----|
| 1. 実施期日 | 2 |
| 2. 定義 | 2 |
| 3. 適用条件 | 2 |
| 4. 電気料金 | 3 |
| 5. 割引種別 | 4 |
| 6. 契約容量の変更 | 6 |
| 7. 本定義書の変更および廃止..... | 6 |
| 別表 | 7 |
| 1. 電気料金 | 7 |
| 2. 割引額 | 7 |
| 3. 制度対応費 | 8 |
| 4. 燃料費調整 | 8 |
| 5. 離島ユニバーサルサービス調整..... | 11 |

電気料金種別定義書【ビジネスプラン】（以下、「本定義書」といいます。）は、当社の電気供給約款（以下、「電気供給約款」といいます。）にもとづき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。

本定義書は、離島（その区域内において自らが維持し運用する電線路が、自らが維持し運用する主要な電線路と電氣的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限ります。）を除いた日本全国に適用します。

なお、本定義書に定める料金および燃料費調整、離島ユニバーサルサービス調整における基準単価の金額は全て消費税等相当額を含みます。

1. 実施期日

「本定義書」は、2024年 4月 1日より実施します。

2. 定義

(1) 特定卸供給

一般送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款に定める再生可能エネルギー電気特定卸供給をいいます。

(2) LoopSolar

当社の商品である太陽光発電システム「Loop Solar」をいいます。

(3) Loopでんち

当社の商品である蓄電システム「Loopでんち」をいいます。

(4) Loopガス

当社のガス料金メニューである「Loopガス」をいいます。

(5) 本定義書において定義される言葉は、電気供給約款によるものとします。

3. 適用条件

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、当社との契約時または設備変更の申出時の①契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるもの、または②契約電流が60アンペアより大きいものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約容量

イ 契約容量は、契約主開閉器により定めることとし、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器を

あらかじめ設定していただきます。

【式】

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 ボルト (ボルト)} \times \frac{1}{1000}$$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。ただし、契約容量を契約主開閉器での算定によりがたい場合は、契約容量をお客さまと当社との協議によって定めます。

- ロ 他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、契約電流または契約容量は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。契約電流または契約容量の値が不明である場合、計量器の最大容量÷10を契約容量の値とします。
- ハ 当社で新たに電気供給契約を締結される場合で、需要場所の受電地点設備情報照会上の契約決定方法が実量契約の場合には、供給開始後初月の料金算定期間の最大需要量を基に契約容量を定めます。初月の電気料金は翌月以降の電気料金と合わせてご請求いたします。
- ニ なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

4. 電気料金

- (1) 料金は、最低月額料金と、使用電力量 1キロワット時につき契約種別ごとの従量料金単価を乗じた額とのうち、どちらか大きい額と、燃料費等調整額および制度対応費の合計とします。なお、燃料費等調整額は、別表 4（燃料費調整）により算定された燃料費調整額と、別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）により算定された離島ユニバーサルサービス調整額の合計とします。制度対応費は電気供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(2) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金と、別表 3（3）（容量拠出金相当額）により算定された容量拠出金相当額の合計とします。最低月額料金、電力量料金は、別表 1（電気料金）のとおりとします。
- (2) 割引特約が適用される場合、割引額を反映した料金を計算します。なお、複数の割引種別の適用条件を満たしている場合、それぞれの割引額の合算額を反映した料金を計算します。
- (3) 一般送配電事業者の定める託送供給等約款等が改定された場合、当社は託送費を変更することがあります。この場合、託送費の変更についてはあらかじめ了承いただいたものとし、変更後の本定義書に記載する従量料金単価にもとづき、料金を計算します。

5. 割引種別

(1) ガス割

イ 適用条件

「Loop ガス」をご契約されており、以下の条件を全て満たす場合、「ガス割」を適用します。

- ① Loop ガスの需要場所がビジネスプランの需要場所と同一であること
- ② Loop ガスのお支払方法がビジネスプランと同一であること

ロ 割引額

割引額は、別表2（割引額）のとおりとします。

(2) ソーラー割

イ 適用条件

以下の条件を全て満たす場合、「ソーラー割」を適用します。

- ① お客さまの電気の使用場所に設置された太陽光発電設備から発電される電力のうち、当該使用場所で使用する電力を控除した電力について、当社が特定卸供給を受けていること
- ② 2022年11月30日以前に申し込みが完了していること

ロ 割引額

割引額は、別表2（割引額）のとおりとします。

(3) ソーラー割L

イ 適用条件

以下の条件を全て満たす場合、「ソーラー割L」を適用します。

- ① お客さまの電気の使用場所に設置された「LoopSolar」から発電される電力のうち、当該使用場所で使用する電力を控除した電力について、当社が特定卸供給を受けていること
- ② 2022年11月30日以前に申し込みが完了していること

ロ 割引額

割引額は、別表2（割引額）のとおりとします。

(4) Loop でんち割

イ 適用条件

以下の条件を全て満たす場合、「Loop でんち割」を適用します。

- ① お客さまの電気の使用場所に設置された Loop でんちについて、当社への遠隔制御の通信が導通完了し、かつお客さまから工事が完了したことの証拠を当社が受領していること
- ② 2022年11月30日以前に申し込みが完了していること
「EV割」との併用はできません。

ロ 割引額

割引額は、別表2（割引額）のとおりとします。

- (5) EV 割
- イ 適用条件
- 以下の条件を全て満たす場合、「EV 割」を適用します。
- ① お客さま自身が電気事業者（以下、「EV 車」といいます。）を保有しており、EV 車用の充電設備がご自宅に備わっていること
 - ② 2022 年 11 月 30 日以前に申し込みが完了していること
- ロ 割引額
- 割引額は、別表 2（割引額）のとおりとします。
- (6) 太陽光割
- イ 適用条件
- 以下の条件を全て満たす場合、「太陽光割」を適用します。
- ① お客さまが当社の住宅用太陽光発電システム LoopSolar を電気の使用場所に設置していること
 - ② 2022 年 12 月 1 日以降に申し込みが完了していること
- ロ 割引額
- 割引額は、別表 2（割引額）のとおりとします。
- (7) Loop でんち割（AI 制御あり）
- イ 適用条件
- 以下の条件を全て満たす場合、「Loop でんち割（AI 制御あり）」を適用します。
- ① 弊社独自の AI 制御機能を付与した蓄電池を当社から購入している
 - ② 当社への遠隔制御の通信が導通完了し、工事が完了したことの証跡を当社が受領している
 - ③ 2022 年 12 月 1 日以降に申し込みが完了している
- 「EV 割」との併用はできません。
- ロ 割引額
- 割引額は、別表 2（割引額）のとおりとします。
- (8) Loop でんち割（AI 制御なし）
- イ 適用条件
- 以下の条件を全て満たす場合、「Loop でんち割（AI 制御なし）」を適用します。
- ① 弊社独自の AI 制御機能を付与していない蓄電池を当社から購入している
 - ② 工事が完了したことの証跡を当社が受領している
 - ③ 2022 年 12 月 1 日以降に申し込みが完了している
- 「EV 割」との併用はできません。
- ロ 割引額

割引額は、別表 2（割引額）のとおりとします。

6. 契約容量の変更

- (1) 当社が、お客さまからの契約容量の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約容量にもとづく最低月額料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。
- (2) お客さまは、やむをえない場合を除き、お客さまが契約容量を新たに設定もしくは変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、契約容量を変更することはできません。
- (3) 契約容量の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款 2（電気供給約款の変更）(2)および(3)に準じます。

7. 本定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、電気供給約款 2（電気供給約款の変更）に準じます。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止の案内および廃止日を当社所定のウェブサイトへの掲載その他の方法を通じてお知らせいたします。
- (3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款2（電気供給約款の変更）(2)および(3)に準じます。

別表

1. 電気料金

最低月額料金、従量料金単価は、次のとおりとします。

| | 最低月額料金 | | 従量料金単価 | |
|---------|-------------------|-------|------------|--------|
| | 契約容量1キロボルトアンペアにつき | 0.00円 | 1キロワット時につき | |
| 北海道電力管内 | 契約容量1キロボルトアンペアにつき | 0.00円 | 1キロワット時につき | 45.90円 |
| 東北電力管内 | 契約容量1キロボルトアンペアにつき | 0.00円 | 1キロワット時につき | 40.60円 |
| 東京電力管内 | 契約容量1キロボルトアンペアにつき | 0.00円 | 1キロワット時につき | 40.39円 |
| 中部電力管内 | 契約容量1キロボルトアンペアにつき | 0.00円 | 1キロワット時につき | 28.83円 |
| 北陸電力管内 | 契約容量1キロボルトアンペアにつき | 0.00円 | 1キロワット時につき | 36.97円 |
| 関西電力管内 | 契約容量1キロボルトアンペアにつき | 0.00円 | 1キロワット時につき | 25.72円 |
| 中国電力管内 | 契約容量1キロボルトアンペアにつき | 0.00円 | 1キロワット時につき | 39.11円 |
| 四国電力管内 | 契約容量1キロボルトアンペアにつき | 0.00円 | 1キロワット時につき | 36.15円 |
| 九州電力管内 | 契約容量1キロボルトアンペアにつき | 0.00円 | 1キロワット時につき | 27.04円 |

※2024年4月1日以降に到来する料金の算定期間に対して適用します（2024年3月末日までに電力需給を開始されているお客さまは、2024年4月の検針日においては改定前の電気料金が適用されます。他方、2024年4月1日以降に電力需給を開始されているお客さまは、2024年4月中に検針日を迎える場合であっても上記電気料金が適用されますのでご注意ください。）。

2. 割引額

従量料金単価から以下の金額を割引きます。

| | ガス割 | ソーラ一割 | ソーラ一割L | Loopでんち割 | EV割 | 太陽光割 | Loopでんち割(AI制御あり) | Loopでんち割(AI制御なし) |
|---------|-----|-------|--------|----------|-------|-------|------------------|------------------|
| 北海道電力管内 | — | 1.00円 | 1.00円 | 3.00円 | 1.00円 | 2.00円 | 2.00円 | 1.00円 |

| | | | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 東北電力管内 | － | 1.00 円 | 1.00 円 | 3.00 円 | 1.00 円 | 2.00 円 | 2.00 円 | 1.00 円 |
| 東京電力管内 | 1.00 円 | 1.00 円 | 1.00 円 | 3.00 円 | 1.00 円 | 2.00 円 | 2.00 円 | 1.00 円 |
| 中部電力管内 | － | 1.00 円 | 1.00 円 | 3.00 円 | 1.00 円 | 2.00 円 | 2.00 円 | 1.00 円 |
| 北陸電力管内 | － | 1.00 円 | 1.00 円 | 3.00 円 | 1.00 円 | 2.00 円 | 2.00 円 | 1.00 円 |
| 関西電力管内 | － | 1.00 円 | 1.00 円 | 3.00 円 | 1.00 円 | 2.00 円 | 2.00 円 | 1.00 円 |
| 中国電力管内 | － | 1.00 円 | 1.00 円 | 3.00 円 | 1.00 円 | 2.00 円 | 2.00 円 | 1.00 円 |
| 四国電力管内 | － | 1.00 円 | 1.00 円 | 3.00 円 | 1.00 円 | 2.00 円 | 2.00 円 | 1.00 円 |
| 九州電力管内 | － | 1.00 円 | 1.00 円 | 3.00 円 | 1.00 円 | 2.00 円 | 2.00 円 | 1.00 円 |

3. 制度対応費

(1) 制度対応費の算定

制度対応費は再生可能エネルギー発電促進賦課金および容量拠出金相当額によって算定いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）のとおりといたします。

(3) 容量拠出金相当額

イ 容量拠出金相当額算定式

容量拠出金相当額は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、容量拠出金相当額の単位は、1 銭とし、その端数は、切り捨ていたします。

$$\text{容量拠出金相当額} = \text{容量拠出金相当単価} \times \text{電力使用量}$$

容量拠出金相当単価は当社ウェブサイトにて定期的にお知らせいたします。

ロ 容量拠出金相当額の適用

容量拠出金相当額算定式および容量拠出金相当単価は定期的に改定することがあります。時期等については当社ウェブサイトにてお知らせします。

4. 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ は、次のとおりとします。

| | α | β | γ |
|---------|----------|---------|----------|
| 北海道電力管内 | 0.1874 | 0.0899 | 1.0036 |
| 東北電力管内 | 0.0259 | 0.2563 | 0.8915 |
| 東京電力管内 | 0.0048 | 0.3827 | 0.6584 |
| 中部電力管内 | 0.0275 | 0.4792 | 0.4275 |
| 北陸電力管内 | 0.0415 | 0.0745 | 1.2499 |
| 関西電力管内 | 0.0140 | 0.3483 | 0.7227 |
| 中国電力管内 | 0.0406 | 0.0992 | 1.1994 |
| 四国電力管内 | 0.0875 | 0.0770 | 1.1770 |
| 九州電力管内 | 0.0053 | 0.1861 | 1.0757 |

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第一位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

基準燃料価格は以下のとおりとします。

| | 基準燃料価格 |
|---------|----------|
| 北海道電力管内 | 80,800 円 |
| 東北電力管内 | 83,500 円 |
| 東京電力管内 | 86,100 円 |
| 中部電力管内 | 45,900 円 |
| 北陸電力管内 | 79,800 円 |
| 関西電力管内 | 27,100 円 |
| 中国電力管内 | 80,300 円 |
| 四国電力管内 | 80,000 円 |
| 九州電力管内 | 27,400 円 |

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりいたします。

| 平均燃料価格算定期間 | 燃料費調整単価適用期間 |
|---|----------------------------------|
| 毎年 1月 1日から 3月 31日までの期間 | その年の 5月の検針日から 6月の検針日前日までの期間 |
| 毎年 2月 1日から 4月 30日までの期間 | その年の 6月の検針日から 7月の検針日前日までの期間 |
| 毎年 3月 1日から 5月 31日までの期間 | その年の 7月の検針日から 8月の検針日前日までの期間 |
| 毎年 4月 1日から 6月 30日までの期間 | その年の 8月の検針日から 9月の検針日前日までの期間 |
| 毎年 5月 1日から 7月 31日までの期間 | その年の 9月の検針日から 10月の検針日前日までの期間 |
| 毎年 6月 1日から 8月 31日までの期間 | その年の 10月の検針日から 11月の検針日前日までの期間 |
| 毎年 7月 1日から 9月 30日までの期間 | その年の 11月の検針日から 12月の検針日前日までの期間 |
| 毎年 8月 1日から 10月 31日までの期間 | その年の 12月の検針日から 6月の検針日前日までの期間 |
| 毎年 9月 1日から 11月 30日までの期間 | その年の 1月の検針日から 2月の検針日前日までの期間 |
| 毎年 10月 1日から 12月 31日までの期間 | その年の 2月の検針日から 3月の検針日前日までの期間 |
| 毎年 11月 1日から 翌年の 1月 31日までの期間 | その年の 3月の検針日から 4月の検針日前日までの期間 |
| 毎年 12月 1日から 翌年の 2月 28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、 翌年の 2月 29日までの期間) | その年の 4月の検針日から 5月の検針日前日までの期間 |

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

| | | |
|---------|-------------|----------|
| 北海道電力管内 | 1 キロワット時につき | 17 銭 3 厘 |
| 東北電力管内 | 1 キロワット時につき | 19 銭 7 厘 |
| 東京電力管内 | 1 キロワット時につき | 18 銭 3 厘 |
| 中部電力管内 | 1 キロワット時につき | 23 銭 3 厘 |
| 北陸電力管内 | 1 キロワット時につき | 16 銭 5 厘 |
| 関西電力管内 | 1 キロワット時につき | 16 銭 5 厘 |
| 中国電力管内 | 1 キロワット時につき | 21 銭 2 厘 |
| 四国電力管内 | 1 キロワット時につき | 15 銭 4 厘 |
| 九州電力管内 | 1 キロワット時につき | 13 銭 6 厘 |

5. 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、および γ は、次のとおりとします。

| | α | β | γ |
|-------------|----------|---------|----------|
| 北海道電力 | - | - | - |
| 東北電力 | - | - | - |
| 東京電力パワーグリッド | - | - | - |
| 中部電力 | - | - | - |

| | | | |
|------|--------|---|---|
| 北陸電力 | - | - | - |
| 関西電力 | - | - | - |
| 中国電力 | - | - | - |
| 四国電力 | - | - | - |
| 九州電力 | 1.0000 | - | - |

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が (ハ) 上限価格以下の場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が (ハ) 上限価格を上回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{上限価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 離島基準燃料価格、上限価格は以下のとおりとします。

| | 離島基準燃料価格 | 上限価格 |
|---------|----------|-----------|
| 北海道電力管内 | - | - |
| 東北電力管内 | - | - |
| 東京電力管内 | - | - |
| 中部電力管内 | - | - |
| 北陸電力管内 | - | - |
| 関西電力管内 | - | - |
| 中国電力管内 | - | - |
| 四国電力管内 | - | - |
| 九州電力管内 | 79,300 円 | 119,000 円 |

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

| 離島平均燃料価格算定期間 | 離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間 |
|---|----------------------------------|
| 毎年 1月 1日から 3月 31日までの期間 | その年の 5月の検針日から 6月の検針日前日までの期間 |
| 毎年 2月 1日から 4月 30日までの期間 | その年の 6月の検針日から 7月の検針日前日までの期間 |
| 毎年 3月 1日から 5月 31日までの期間 | その年の 7月の検針日から 8月の検針日前日までの期間 |
| 毎年 4月 1日から 6月 30日までの期間 | その年の 8月の検針日から 9月の検針日前日までの期間 |
| 毎年 5月 1日から 7月 31日までの期間 | その年の 9月の検針日から 10月の検針日前日までの期間 |
| 毎年 6月 1日から 8月 31日までの期間 | その年の 10月の検針日から 11月の検針日前日までの期間 |
| 毎年 7月 1日から 9月 30日までの期間 | その年の 11月の検針日から 12月の検針日前日までの期間 |
| 毎年 8月 1日から 10月 31日までの期間 | その年の 12月の検針日から 6月の検針日前日までの期間 |
| 毎年 9月 1日から 11月 30日までの期間 | その年の 1月の検針日から 2月の検針日前日までの期間 |
| 毎年 10月 1日から 12月 31日までの期間 | その年の 2月の検針日から 3月の検針日前日までの期間 |
| 毎年 11月 1日から 翌年の 1月 31日までの期間 | その年の 3月の検針日から 4月の検針日前日までの期間 |
| 毎年 12月 1日から 翌年の 2月 28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、 翌年の 2月 29日までの期間) | その年の 4月の検針日から 5月の検針日前日までの期間 |

二 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

| | | |
|---------|-------------|-----|
| 北海道電力管内 | 1 キロワット時につき | - |
| 東北電力管内 | 1 キロワット時につき | - |
| 東京電力管内 | 1 キロワット時につき | - |
| 中部電力管内 | 1 キロワット時につき | - |
| 北陸電力管内 | 1 キロワット時につき | - |
| 関西電力管内 | 1 キロワット時につき | - |
| 中国電力管内 | 1 キロワット時につき | - |
| 四国電力管内 | 1 キロワット時につき | - |
| 九州電力管内 | 1 キロワット時につき | 3 厘 |